

# 冷暖房機設置による壁の穿孔基準

府中日鋼団地管理組合

外壁穿孔する場合は指定の『穿孔届』を提出し、管理組合の承諾を得る必要があります。

- 1 穴あけする壁の中に埋っている鉄筋、ガス管、電線管の位置を確認し、切断しないように注意すること。
- 2 柱、梁は穿孔禁止。ただし、3DKの壁構造の建物は『柱』『梁』がなく、開口部（出入口や窓）の上が『梁』、壁が『柱』に該当します。
- 3 エアコンの穿孔は原則としてバルコニー面のみとする。  
(但し、バルコニー面以外でも建物強度を著しく低下させることなく、冷媒配管等の美観を損ねないものは申請内容を検討のうえ、承諾する場合もある)
- 4 穴あけは1部屋につきエアコンとFF暖房機の給排気筒は各1ヶ所とする。
- 5 穴の直径は90mm以下とし、利用しない時は防水効果のあるキャップ止めをする。

(風呂釜の給排気口については最大100mmとする)

## 6 穴あけの位置について

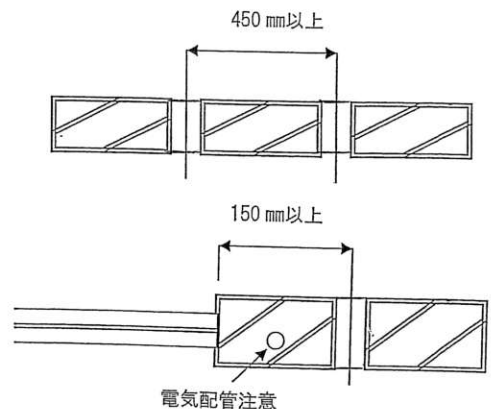
- ① 穴の間隔は芯々で 450mm以上 離すこと。

(穴あけ直径の5倍が基本)

- ② 開口部（窓）と穴の中心までは 150mm以上 離すこと。

- ③ 梁下端から穴の中心までは 150mm以上 離すこと。

- ④ バルコニーに対しては、床仕上げ面から穴の中心まで 400mm以上 離すこと。

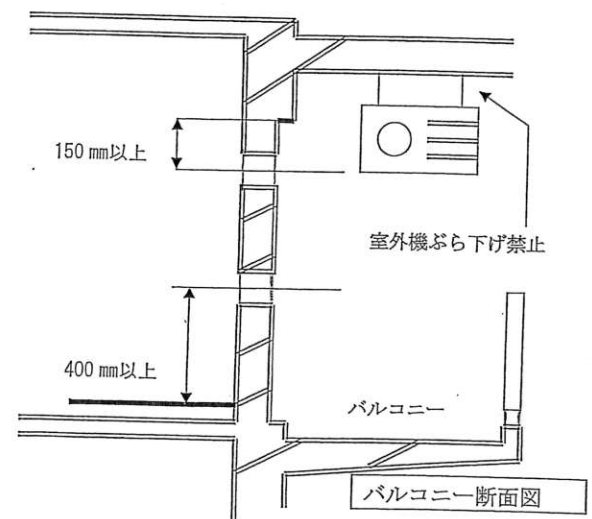


## 7 エアコンの室外機はバルコニーの“床”、“壁面”

(梁に該当する箇所)に設置すること。

バルコニー手摺りの上や、バルコニーの天井から吊り下げることは禁止。(重量に耐えられない為)

- 6 穴あけ箇所の際間が不完全で、雨水の浸入、漏水、ドレーンの落水等で近隣住民に迷惑をかけないこと。



管理組合・建築協定“禁止事項”の『穿孔（穴あけ）』は生活面の変化に伴い、平成2年9月10日、上記条件にてエアコン等を取付けるための『穿孔』を容認いたしました。

1990 (H2) 9月10日施行、1998 (H10) 7月部分改正、2011 (H23) 10月文章、図面等改良)